

独立行政法人海技大学校の業務方法書の変更に係る  
国土交通省独立行政法人評価委員会教育機関分科会の意見について

平成14年3月6日  
(お問合せ先)  
国土交通省政策統括官付  
政策評価官室  
5253-8111(代表)  
(内線:53413)  
5253-8807(直通)

1. 業務方法書の変更の内容

平成14年2月4日付で国土交通大臣に対し、独立行政法人通則法第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人海技大学校から業務方法書の変更の申請がなされた。当該申請の内容は、教育の質の向上及び充実を目指し、船舶の大型化や技術革新等による社会ニーズの変化に対応するため、本年4月から海員学校本科及び独立行政法人海員学校本科の卒業生を対象とする三級海技士科第四を海上技術科とするとともに、使命が終わった三級海技士科第一及び第二を廃止するものであり、中期計画に基づいて行う教育業務の再編に伴って必要となる変更である。

2. 国土交通省独立行政法人評価委員会教育機関分科会の意見

平成14年2月15日付で国土交通省独立行政法人評価委員会教育機関分科会(以下「教育機関分科会」という。)に対し、独立行政法人通則法第28条第3項の規定に基づき、国土交通大臣から教育機関分科会の意見を求めたところ、平成14年3月4日付で教育機関分科会から当該事案に対する意見はない旨回答があった。

なお、当該独立行政法人海技大学校の業務方法書の変更については、平成14年3月5日付で独立行政法人通則法第28条第1項の規定に基づき、国土交通大臣の認可がなされた。変更後の業務方法書については、官報及び独立行政法人海技大学校のホームページ等により公表される。